

(4) 前問の問題点の解決策としては、まず医師を確保することで努力すべきとしていますが、どう評価されますか。

ア. 努力すれば確保可能と考えているので、その方向で努力すべき

→ 41.7% (53/127団体)

イ. 確保は困難かも知れないが、まだその方向で努力すべき

→ 25.2% (32/127団体)

ウ. 医師確保は極めて困難であり、医師以外の者を保健所長とする以外にない

→ 1.6% (2/127団体)

エ. その他

→ 20.5% (26/127団体)

無回答（前問で、「特に問題はない」と回答）

→ 9.4% (12/127団体)

無回答（前問で、「問題あり」と回答）

→ 1.6% (2/127団体)

【その他】

- ・ イの方向で対応すべきであるが、医師の確保が極めて困難な場合には医師以外のものを保健所長に任命できるという選択肢があるべき（他1件）
- ・ 前問の問題点の解決のため、今後とも医師の確保をはじめ、様々な努力を行っていく。（他1件）
- ・ ”医師の確保が困難であること”と”医師以外の者を保健所長とすること”は別の問題と考えている。（他1件）
- ・ 都道府県との人事交流（他1件）
- ・ 医師の確保は可能でも年齢、経験、力量等、誰でも所長が出来るわけではない。（他1件）
- ・ 医師以外の者を保健所長とすることも検討するべき。
- ・ 長としてではなく、業務上の必要性という点から医師の確保に努力すべきである。
- ・ 医師確保は極めて困難であるので、医師以外の者を保健所長にすることも検討すべきである。
- ・ 公衆衛生医師のなり手となる人材の養成に努力することなどが考えられる。
- ・ 保健所長は医師であることが望ましいのであり、その確保に努めるべきであるが、制度的に医師以外の者を保健所長とした場合でも、地域の保健福祉行政を適切に行う体制やしくみを構築することを検討するという方向を打ち出すことが地方分権改革推進会議の意見にかなっていると思われる。
- ・ 保健所長に求められる資質を備えた医師の確保と要請を努めるとともに、医師以外からも有能な人材を幅広く保健所長に登用しうる体制を築くべき。
- ・ 医師以外でも優れた人材を登用することが制度的に可能となれば問題は解決すると考える。
- ・ 安定的に医師確保を図るシステムを全国規模で構築すべき。
- ・ 医師資格要件のため、行政経験よりも「医師資格」を優先せざるを得ない。
- ・ 優秀な医師を確保することは重要であるが、必ずしも保健所長が医師である必要はない。
- ・ 医師資格並びに所長としての識見を有する者の確保が今後難しくなると考えられ、医師以外の

者を保健所長に考えざるを得ない情勢が来ることが予測される。

- ・ 保健所と福祉事務所を統合し、住民を中心に置いたサービスの提供に努めることとしており、医療分野だけではなく保健、福祉、環境分野を含めた総合行政を実施している。このため、所属長は医療分野だけではなく各行政分野にも精通した管理能力を有する職員を配置することも考えられる。
- ・ 特に問題ないと考えている。
- ・ 都心は応募者が多い。今後は、採用時の選別法が問題となる。
- ・ 区レベルの自治体で独自に医師を採用し、育成していくことは現実的とはいえない。区の中だけでは適切なジョブローテーションも組むことが出来ない。

5. 医師の確保

(1) 保健所医師（所長以外）の確保

- ① 保健所医師（所長以外）の採用についておたずねします。本年度に何人の応募があり、何人を採用していますか。

募集：62人（29団体）

応募：75人（25団体）

採用：44人（22団体）

- ② （応募と採用の人数に差がある場合）不採用の理由は何ですか（14団体）

- ア. 採用条件面で折り合わなかったため → 0.0%（0団体）
- イ. 保健所医師として適材ではなかったため → 14.3%（2団体）
- ウ. その他 → 85.7%（12団体）

【その他】

(イ. について)

- ・ リーダーシップ、指導力及び柔軟性にかける部分があるため
- ・ 大学に依頼しているが適材(精神科医)がない

(ウ. について)

- ・ 応募辞退（他1件）
- ・ 試験を受けに来なかつたため
- ・ 大学に依頼しているが適材がない

③ 募集の時期について

- ア. 毎年定期的に採用している → 3.1%（127／4団体）
- イ. 每年不定期的に採用している → 5.5%（127／7団体）

ウ. 保健所長以外の医師に欠員が発生した時に採用している

→ 24.4% (127/31団体)

エ. その他

→ 13.4% (127/17団体)

【その他】

- ・ 医師定数に欠員が生じた場合に採用している（他4件）
- ・ 保健所長の退職の動向を見据え、将来の保健所長への登用を視野に入れ募集を行う。（他1件）
- ・ 不定期に採用
- ・ 適任者がいた時
- ・ 現時点では、所長クラス以外の医師は配置していない。
- ・ 都道府県からの人事交流により採用を行っている
- ・ 都道府県からの保健所移管に向け対応
- ・ 医師複数配置の必要性のため募集

④ (募集していない場合) 募集していない具体的な理由（複数回答可）(98団体)

ア. 充足しているから → 37.8% (37/98団体)

イ. 近い将来、再編整備を予定しているから

→ 5.5% (7/98団体)

ウ. その他 → 37.8% (37/98団体)

無回答 → 13.4% (13/98団体)

【その他】

- ・ 都道府県からの派遣（他8件）
- ・ 所長以外は配置していない。（他7件）
- ・ 今後募集予定。（他3件）
- ・ 大学と連絡しあい、適格な人材を求めている。（他1件）
- ・ 現在、医師は保健所長1人であるが複数にするかは方針が決まっていない。（他1件）
- ・ 非常勤で対応（他1件）
- ・ 必要に応じ、不定期に採用している。（他1件）
- ・ 保健所の行政医師は保健所長で確保することを基本としており、また、定数管理上、その他の行政医師の確保は応募があった都度、選考採用することとしているため。
- ・ まず、保健所長の欠員を補充する必要があり、その他の医師採用は、検討していないため。
- ・ 将來の保健所長候補の確保等の観点にたてば、十分な数が確保されているわけではないが、必要最低限の数は確保されているので、定数管理や財政上の理由もあり募集していない。
- ・ 本年度人事管理上の調整のため
- ・ 医師の確保が困難であるため
- ・ 本自治体の病院医師が配属されるため

(2) 保健所長の確保

① 保健所長の採用についておたずねします。本年度に何人の応募があり、何人を採用していますか。

募集：10人（9団体）

応募：8人（6団体）

採用：10人（9団体）

② （応募と採用の人数に差がある場合）不採用の理由は何ですか。（6団体）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ア. 採用条件面で折り合わなかったため | → 16.7% (1/6団体) |
| イ. 所長として適材ではなかったため | → 0.0% (0/6団体) |
| ウ. その他 | → 83.3% (5/6団体) |

【ウ. について】

- ・ 派遣により対応
- ・ 現在内部登用で充足しており募集していない
- ・ 保健所移管に伴い、県職員の派遣により対応
- ・ 欠員が生じなかつたため

③ 募集の時期について

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| ア. 毎年定期的に採用している | → 1.6% (2/127団体) |
| イ. 每年不定期的に採用している | → 2.4% (3/127団体) |
| ウ. 保健所長に欠員が発生した時に採用している | → 16.5% (21/127団体) |
| エ. その他 | → 8.7% (11/127団体) |

【その他】

- ・ 保健所長は基本的に保健所医師等から内部登用している。（他2件）
- ・ 保健所長に欠員が発生した時に採用するが、必ずしも所長としてとは限らない。
- ・ 欠員が生じ、ほかの公衆衛生医師から登用できない場合には採用
- ・ 医師定数に欠員が生じた場合に採用している

④ （募集していない場合）募集していない具体的な理由（複数回答可）（118団体）

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ア. 充足しているから | → 55.9% (66/118団体) |
| イ. 近い将来、再編整備を予定しているから | → 2.5% (3/118団体) |

ウ、その他

→ 23.7% (28/118団体)

【その他】

- ・ 都道府県からの派遣（他8件）
- ・ 保健所長を任用する場合は、原則として県職員の中から選考によることとしているため（他5件）
- ・ 大学と連絡をとりあい、適格な人材を求めていた。（他1件）
- ・ 公立病院長等の経験者を保健所長として配置しているため。
- ・ 保健所長の資格要件を満たす者が応募する可能性は低いため。また所長としての資質が備わっていることを検証する期間が必要であるため。
- ・ 適当な人材がないため。
- ・ 公衆衛生医師として採用しており、応募者の公衆衛生従事歴から判断し、保健所長か所長以外の医師として配置することとしている。
- ・ 今後の退職状況を勘案し、必要があれば募集する。
- ・ 保健所長としての募集は行っていないが、公衆衛生医師の確保を計画的に行っているため。
- ・ H12～H14までは、北海道から自治法派遣。H15は、保健所医師が保健所長となつたため、募集したことではない。
- ・ 平成16年度に募集予定あり。（理由：欠員が発生）

（3）医師確保のために、どのようなことを行っていますか。あるいは、どのようなことを計画していますか。（複数回答）

ア. ホームページで募集	→ 18.1% (23/127団体)
イ. 医学雑誌で募集	→ 18.1% (23/127団体)
ウ. 広報で募集	→ 9.4% (12/127団体)
エ. 大学での説明会開催	→ 2.4% (3/127団体)
オ. 大学でのポスター掲示	→ 3.1% (4/127団体)
カ. 病院等へ勧誘	→ 13.4% (17/127団体)
キ. 奨学金貸与	→ 1.6% (2/127団体)
ク. 医師手当の充実	→ 7.8% (10/127団体)
ケ. 調査研究時間の保証	→ 2.4% (3/127団体)
コ. 自治医科大学卒業生の優先的な確保	→ 7.1% (9/127団体)
サ. 特にしていない	→ 29.1% (37/127団体)
シ. その他	→ 33.9% (43/127団体)
無回答	→ 11.8% (15/127団体)

【その他】

- ・ 医育大学（公衆衛生学教室）へ依頼（他23件）

- ・ 都道府県からの派遣（他6件）
- ・ 公立病院内での募集（他2件）
- ・ 職員（医師）からの紹介（他1件）
- ・ 今後検討（他1件）
- ・ 個別のルートにより就職希望医師の面接を行い履歴書等を非公式に登録している。
- ・ 県からの保健所移管に伴い、関係機関からの紹介により選考採用した
- ・ 医師会に照会

（4）保健所に勤務する医師の育成のために、どのようなことを行っていますか。あるいは、どのようなことを計画していますか。

ア. 研修の機会を保証	→ 66.1% (84/127団体)
イ. 調査研究（学会参加）の機会を保証	→ 44.9% (57/127団体)
ウ. 医師の複数配置	→ 49.6% (63/127団体)
エ. ジョブ・ローテーション	→ 24.4% (31/127団体)
オ. 年齢を考えた計画的な採用	→ 16.5% (21/127団体)
カ. 医師の研修要綱を策定	→ 6.3% (8/127団体)
キ. 国立保健医療科学院専門課程での技能の修得	→ 39.4% (50/127団体)
ク. 特にしていない	→ 11.8% (15/127団体)
ケ. その他	→ 10.2% (13/127団体)
無回答	→ 0.8% (1/127団体)

【その他】

- ・ 「保健所マニュアル」を作成
- ・ 厚生労働省、国立感染症研究所、結核研究所への派遣
- ・ 保健所医師については、業務の必要性に応じて研修の機会を確保している。
- ・ 每年、健康危機管理保健所長等研修会（厚生労働省主催）及び公衆衛生分野の研修会に派遣を行っている。また、この他管理研修会にも派遣している。
- ・ ウ、オ、キ等が今後必要と考えている。
- ・ 課長級以上の医師については、区議会の常任委員会及び予算、決算特別委員会において答弁の機会を持たされるので、議会対策についての勉強会を事務系管理職も交えて実施している。
- ・ 特別区（23区）の研修事業（行政、専門）・区主催の研修（行政）・都道府県の保健所長会主催の研修・保健医学学会・日本公衆衛生学会への出席・配置 3名配置（保健所長（部長級）、保健予防課長（課長級）、保健予防課主査（係長級））
- ・ 保健所による若手医師研修の場設定
- ・ 都道府県が実施する医師育成事業
- ・ 所内業務研究会（発表会）を設置し、医師をはじめ他職種に公衆衛生業務の広さと課題を理解してもらっている。

(5) 保健所長の資質について、主にどのような面での向上が必要であると考えていますか。(複数回答)

- | | |
|--------------|---------------------|
| ア. 公衆衛生分野の知識 | → 59.8% (76/127団体) |
| イ. 行政知識 | → 82.7% (105/127団体) |
| ウ. 健康危機管理 | → 74.8% (95/127団体) |
| エ. 組織運営 | → 85.0% (108/127団体) |
| オ. 人事管理 | → 52.8% (67/127団体) |
| カ. その他 | → 10.2% (13/127団体) |

【その他】

- ・ 議会対応能力(他1件)
- ・ 医師会等関係機関との連携又は調整及び協力関係の構築(他1件)
- ・ 行政運営能力(対外、対人折衝能力の向上)(他1件)
- ・ 市町村等関係団体に対する指導・調整力(他1件)
- ・ 総合計画等の策定・立案、議会対策等(他1件)
- ・ 県政の方向の理解認識とその方向に沿った行動と対応
- ・ 情熱、協調性等の人間性と福祉、教育等及び幅広い一般常識
- ・ 必要な範囲での社交性
- ・ 市民への健康教育・説明責任
- ・ 地方自治体論・市民自治論
- ・ 行政に携わる者としての自覚

6. 参照すべき事項

(1) 保健所における効率的な組織運営の観点から、特に現場で瞬時に対応すべき健康危機管理での問題への対応のあり方はどうあるべきでしょうか。

- | | |
|--|--------------------|
| ア. 保健所長が相当の専門的・技術的知識経験に基づき責任を持って判断 | → 51.9% (66/127団体) |
| イ. 保健所長の責任において判断するにあたり、相当の知識経験を有する者が補佐 | → 32.3% (41/127団体) |
| ウ. その他 | → 13.4% (17/127団体) |
| 無回答 | → 2.4% (3/127団体) |

【その他】

- ・ 組織体制次第であり、ア、イどちらの場合が優れているとは言い難い。(他4件)

- ・ 基本的にはアが望ましいが、医師以外を保健所長とする場合はイの対応が十分機能するような組織体制を整備する必要があると考える。(他 1 件)
- ・ アがより望ましいが、地方の事情によっては、イで止むを得ない場合もあり得る。(他 1 件)
- ・ 保健所長に限らず、専門的・技術的知識経験に基づき検討し、保健所長の責任において判断する。
- ・ 保健所長が、相当の専門的・技術的知識経験に基づき、または、専門家の適切な補助を得て、自らの責任において判断する。
- ・ 保健所組織として医学的知見等が政策判断及び方針決定に適切に反映されるよう体制の整備を行うとともに、マニュアルの整備や本庁を含めた健康危機管理体制の整備が重要であると考える。
- ・ 医師の専門性に基づき、保健所長が判断すべきである。
- ・ ケースバイケースでア、イ両方の対応ができることの方がベターだと考えるが、いずれにせよ決断は、所長が行わなければならない。補佐する人物と意見が異なる場合もあるので現状では医師、将来においては公衆衛生専門官の資格がなければ決断に責任を負えないと考える。
- ・ 組織の責任ある意思決定をするのだから、それは具体的にどのような行政手段をとるのかということを組織全体で考えその中の所長の役割を確実に果たすこと。
- ・ 住民の生命と安全確保に万全を期すことは、保健所のみならず、保健所を設置する自治体の責務である。第一段階としての保健所の対応は、技術スタッフを中心とした迅速な調査、拡大防止等があるが、首長の判断により行われるものである。
- ・ 極めて緊急度の高い問題については、自らの判断によらねばならない。しかし、常に専門的・技術的支援を得られる拠点が必要と思う。これには、国立あるいは都立等研究機関、あるいは、大学の研究機関などがある。

(2) 保健所の業務に関し、今後の社会環境の変化をどう予測していますか。

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ア. 健康危機管理の役割の拡大 | → 98.4% (125 / 127 団体) |
| イ. 保健所の技術性、専門性が強く求められる業務の拡大 | → 77.2% (98 / 127 団体) |
| ウ. その他 | → 24.4% (31 / 127 団体) |

【その他】

- ・ 保健・福祉・医療の連携による多様なサービスの提供がより一層求められる (他 6 件)
- ・ 安全・安心の拠点としての役割の拡大 (他 2 件)
- ・ 環境問題をはじめとして、地域住民に密着し、幅広い対応を求められると考えていることから、こういった問題を市町村や関係団体と連携しながら、「現地・現場で地域保健をコーディネートする役割」が拡大すると考える。(他 1 件)
- ・ 地方分権、市町村合併の推進に伴う保健所機能の変化 (他 1 件)
- ・ 住民や NPO との連携の強化 (他 1 件)

- ・ 廃棄物の不法投棄の問題など、環境分野の拡大（他 1 件）
- ・ 医療事故を含む、事件・事故の未然防止（他 1 件）
- ・ 健康危機管理の役割の拡大について、単に保健分野に限らず、住民の安全・安心の確保に向けたあらゆる役割
- ・ 市町村合併後の市町村への指導や、市町村間の連絡調整業務の拡大（他 1 件）
- ・ 適切な処理を行うため、平素より地域の関係機関等の把握、指導を行う業務の充実。（他 1 件）
- ・ 増加・複雑化・高度化する精神保健福祉等への対応。さらに、児童虐待や食従来の保健分野を核としながらも、その枠組みを超えた対応が必要な業務の増大
- ・ 地方分権や市町村合併の推進に伴い、現在保健所で所官している業務について、住民に身近な市町村への事務の移籍が進むことが予想される。
- ・ 地域保健医療に係る総合的な企画及びコーディネート機能の拡大、・関係機関・関係団体との連携を推進する役割の拡大
- ・ 従来行ってきた、保健統計・地区診断の手法を駆使した、科学的な根拠に基づく地域保健計画の策定。計画に基づき多機関の機能を包括したサービスの構築。
- ・ 幅広い行政能力
- ・ 今後の社会環境においては、個人の責務の自覚がますます強くなると予想されるので、サービスを行う人とサービスを受ける人が、それぞれの責務及び利害を強く主張するので、なかなか調整が困難ではあるが、効果的で効率よく結びつくようにサポートする役割の拡大。
- ・ 健康増進法に基づく、住民の生涯を通じた保健サービス事業の拡大
- ・ 市民の健康学習支援
- ・ 市民への健康・医療・福祉問題の説明業務の拡大
- ・ 現在新宿区では、隔離入院を終えて通院治療に切り替わったホームレスや独居高齢者の結核患者に対して、保健所がDOTS治療を行って、治療完了率を高め、良好な功績をあげている。そこで、上記ア及びイの各論になるかと思うが、将来的には、今後急速に増加すると懸念されているHIV感染者の通院治療についても、数が多くなれば医療機関だけで対応するには限界があり、服薬指導や治療に関して、診療所である保健所が、専門医療機関と連携して対応していく必要が出てくるものと予測している。
- ・ 病診連携や小児救急な、地域の医学システムの構築について、行政として、積極的に関与している。
- ・ 高齢者福祉、学校教育、社会体育など各部門と連携した健康づくりの推進。
- ・ 団塊の世代が定年を迎えた社会は、保健所業務を一層地域の健康づくり、生きがい対応の事業にシフトしていくことになろう。また、民活が一層求められる。医師研修での教育の強化。
- ・ 生涯を通じた保健サービスの発信基地としての機能の充実。